

奨学金情報誌

ASSIST

大学院・専門職大学院対象

○郵送先・申請期間

	研究科	郵送先	提出期間
駿河台 キャンパス	【大学院】 法学、商学、政治経済学、経営学、 文学、理工学（※）、情報コミュニケ ーション、グローバル・ガバナンス 各研究科 【専門職大学院】 ガバナンス、グローバル・ビジネス、 会計専門職、法務 各研究科	〒101-8301 千代田区神田駿河台 1-1 学生支援事務室	2025年 4月17日（木） ~ 4月25日（金） 【申請期間最終日消印有効】
和泉 キャンパス	教養デザイン研究科	〒168-8555 杉並区永福 1-9-1 和泉学生支援事務室	
生田 キャンパス	理工学（※）、農学 各研究科	〒214-8571 川崎市多摩区東三田 1-1-1 生田学生支援事務室	
中野 キャンパス	理工学（※）、国際日本学、 先端数理科学 各研究科	〒164-8525 中野区中野 4-21-1 中野教育研究支援事 務室	

※理工学研究科生は所属するキャンパスへ申請してください。

※記載の内容は2025年1月現在のものです。貸与の基準や金額等については変更される場合がありますので、奨学金の利用を想定している年度の開始前（3月初旬以降）に、日本学生支援機構奨学金のHPにて改めて確認をしてください。

日本学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp>

目次	個人情報情報の取扱いについて	1
	はじめに	2
	春の定期募集奨学金～奨学金内容～	
	2025年度春の定期募集について	3
	日本学生支援機構奨学金について～申請・採用・返還・免除～	4
	日本学生支援機構奨学金申請資格についてQ & A	10
	春の定期募集以外の奨学金～明治大学の奨学金～	
	大学院生対象：明治大学大学院研究奨励奨学金B（給費）	11
	明治大学大学院研究奨励奨学金A（給費）	11
	専門職大学院生対象：明治大学ガバナンス研究科給費奨学金	12
	明治大学グローバル・ビジネス研究科給費奨学金	12
	明治大学会計専門職研究科給費奨学金	12
	明治大学法務研究科給費奨学金	13
	春の定期募集以外の奨学金～民間団体の奨学金～	
	民間団体が取り扱う奨学金	14
	春の定期募集以外の奨学金～緊急時の奨学金概要～	
	日本学生支援機構奨学金 緊急・応急採用	14
	明治大学災害時特別給費奨学金（給費）	15
	各種教育ローンのご案内	
	国の教育ローン（日本政策金融公庫）	15
	明治大学・金融機関提携「教育ローン」	15
	春の定期募集奨学金の提出書類について	
	提出書類と注意事項	17
	奨学金事務取扱窓口	
	各キャンパスの奨学金事務取扱窓口案内	19
	懲戒処分を受けた場合の奨学金の取扱いについて（注意）	20

個人情報の取扱いについて

明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」および本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金・学内奨学金の申請者および保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を以下の業務、利用目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことをお約束します。

1. 業務内容

奨学金業務全般

日本学生支援機構奨学金・学内奨学金の申請、審査、推薦、採用、給付、貸与、奨学生資格継続審査、貸与奨学金返還等、奨学金に付随する全ての業務

2. 利用目的

- 日本学生支援機構奨学金・学内奨学金の申請に伴う審査、推薦、採用、給付、貸与、奨学生資格継続審査、貸与奨学金返還等の業務に際しての判断、決定のため
- 日本学生支援機構の奨学事業全般を適切に遂行するため
- 日本学生支援機構の事業執行に関する事項（現在または過去において、本学が推薦した奨学生への対応等）

3. 個人情報提供先

- 日本学生支援機構
- その他、奨学金業務全般を適切、かつ、円滑に遂行するために、本学と契約を締結する第三者

以上

上記利用目的を確認、同意の上、奨学金の申し込みを行ってください。

なお、ここに示された利用目的以外については、「本学における保有個人データの利用目的について」（本学 HP に記載）の規定に準ずるものとします。

https://www.meiji.ac.jp/bunsho/personal_inf/kojin_3.html

※ いったん提出された申請書類は、返却しません。採用にならなかった場合は、定められた期間経過後、大学又は日本学生支援機構が責任をもって廃棄処分します。

はじめに

奨学金について

本学大学院には、明治大学独自の学内奨学金、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体・民間団体が実施する奨学金など様々な奨学金制度があります。奨学金制度ごとに設置した目的を達成するために経済基準や学業基準が設けられています。本冊子の内容をよく読み、申請する奨学金を検討してください。

返還義務の有無について

奨学金には返還義務の有無によって、貸与型（卒業後返還が必要）と給付型（原則、返還不要）の区別があります。また、貸与型の奨学金（貸費奨学金）には、無利子のものと有利子のものがあります。申し込む奨学金がどちらの形態なのか、よく確認してください。

貸費奨学金の利用にあたって

貸費奨学金は卒業後、返還が必要になります。申し込む際には、自身の収入と支出を改めて計算し、どれくらいの金額が必要になるのか十分に検討してください。

併願と併用の違いについて

二種類の奨学金に申請し、一つの奨学金のみ利用する場合は、「併願」といい、二種類の奨学金を同時に利用することを、「併用」といいます。

注意事項

- ・本冊子は、明治大学大学院修士・博士前期課程、博士後期課程の各研究科および専門職大学院の各研究科に在籍する学生の奨学金（4月・在学採用）募集案内です。
- ・本冊子では、「大学院」、「専門職大学院」は以下の研究科が属する組織名称として使用しています。

大学院：法学、商学、政治経済学、経営学、文学、理工学、農学、情報コミュニケーション、教養デザイン、先端数理科学、国際日本学、グローバル・ガバナンス研究科 専門職大学院：ガバナンス、グローバル・ビジネス、会計専門職、法務研究科
--

- ・各奨学金には経済的基準や学業基準がありますので、希望者全員が採用になるわけではありません。
- ・新入生のうち、昨年の予約採用で希望した奨学金に不採用となった方、日本学生支援機構奨学生（予約採用者を含む）であり、奨学金の種別を変えたい（移行したい）方、さらには併用貸与を希望する方は、今回の在学採用で申請してください。

外国人留学生の奨学金について

外国人留学生の奨学金については、国際教育事務室で取り扱っています（駿河台キャンパス グローバルフロント2階 TEL 03-3296-4141）。事前に国際教育事務室へお問い合わせください。

春の定期募集奨学金～奨学金内容～

2025年度春の定期募集について

○春の定期募集で受付を行う奨学金

春の定期募集では、日本学生支援機構奨学金（p. 4～）を募集します。
 奨学金に関する説明会は実施しませんので、本冊子を熟読の上、不明な点は事前に各キャンパスの奨学金係へ問い合わせてください。

奨学金を希望する場合は、申請日程を確認の上、郵送にて必要書類を提出してください。

○申請日程

所属・研究科	【大学院】 法学、商学、政治経済学、経営学、文学、理工学（※）、情報コミュニケーション、グローバル・ガバナンス 【専門職大学院】 ガバナンス、グローバル・ビジネス、会計専門職、法務	【大学院】 教養デザイン	【大学院】 理工学（※）、農学	【大学院】 理工学（※）、先端数理科学、国際日本学
申請期間	2025年4月17日（木）～4月25日（金） 【申請期間最終日消印有効】			
申請方法	<u>郵送のみ</u>			
郵送先	駿河台キャンパス 学生支援事務室 奨学金係	和泉キャンパス 和泉学生支援事務室 奨学金係	生田キャンパス 生田学生支援事務室 奨学金係	中野キャンパス 中野教育研究支援事務室 奨学金係

※理工学研究科生は所属するキャンパスへ申請してください。

○願書提出時の注意事項

- ・指定の期日を厳守してください。期日の過ぎた書類は一切受け付けません。
- ・キャンパス違いの書類は一切受け付けません。
- ・上記期間での申請が難しい場合は、必ず事前（受付期間前）に各キャンパス奨学金係に申し出て郵送提出日の指示を受けてください。
- ・申請書類が全て揃わない場合は、必ず事前（受付期間前）に各キャンパス奨学金係に申し出た上で、準備できる書類を受付期間内に郵送してください。受付期間中および受付期間後の相談は一切受け付けません。

日本学生支援機構奨学金について～申請・採用・返還・免除～

○概要

日本学生支援機構奨学金は、優れた学生で経済的理由により修学困難な学生に学資等の貸与を行うことにより、国家および社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

大学院の奨学金は、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的とし貸与するもので、**選考は家計基準よりも学業基準を優先します**。日本学生支援機構の推薦基準に基づき、大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定します。

標準修業年限を超えて在学している場合（留籍）は、申請資格はありませんので、注意してください。
（奨学生に採用されても、原級した場合（進級できなかった場合）は、1年間の停止処置がとられます。）

○種類

日本学生支援機構奨学金には、「第一種奨学金（無利子）」と「授業料後払い制度（無利子）」、「第二種奨学金（有利子）」の三種類があり、それぞれ貸与条件や貸与月額などが異なります。また、新入生に限り、月額貸与の他に入学一時金を追加で貸与できる「入学時特別増額貸与奨学金」に申請することができます。希望する奨学金について、記載内容を確認してください。

なお、2025年4月現在、すでに日本学生支援機構奨学生として採用されている学生は継続制度のため申請する必要はありません（2025年度の予約奨学生も含む）。ただし、次に該当する場合は、改めて申請する必要がありますので、注意してください。

①授業料後払い制度を希望する場合

大学院の修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程）が対象となる授業料後払い制度は、「授業料支援金」と「生活費奨学金」で構成されています。なお、「生活費奨学金」のみの申込みはできません。

授業料支援金は、大学院（修士・博士前期課程）および専門職大学院全研究科において、授業料相当額（上限776,000円）の貸与を受けることができます。各研究科の授業料については、本学HPの入学金・学費より各自確認してください。

授業料後払い制度を申込み際は、奨学金申込み時に保証制度として「機関保証」のみ選択できます。

※本学では、授業料後払い制度を希望する学生であっても、他の学生と同様に授業料を一時的に全額支払っていただき、日本学生支援機構より授業料相当額を還付する方式となります。

②移行（貸与種類の変更）を希望する場合

〔例〕 ・現在、第二種奨学金の貸与を受けているが、第一種奨学金の貸与へ変更したい。

・昨秋の予約採用で、第二種奨学金に採用されたが、第一希望は第一種奨学金であったため、貸与種類の変更をしたい。

③併用貸与を希望する場合

ひとつの奨学金種だけでは経済的に学業継続が困難であり、後述の収入基準額以下である場合は申請することができます（p. 6 参照）。

現在の奨学生番号を申請書「5. 本人の履歴」に記入してください。

（予約奨学生は“624—06—999999”と記入）

○貸与期間

貸与期間は第一種奨学金、授業料後払い制度、第二種奨学金とも2025年4月から修了までの標準修業年限ですが、第二種奨学金のみに申請する場合は、2025年4月から2025年7月までの貸与開始希望月を選択できます。

○貸与金額（月額）

（2025年度予定）

	第一種奨学金 （無利子）	第二種奨学金（有利子） 上限利率 3%（在学中無利子）	授業料後払い制度 生活費奨学金（無利子）
大学院 （修士・博士前期 課程） 専門職大学院	50,000 円または 88,000 円から選択	50,000 円、80,000 円、100,000 円、 130,000 円、150,000 円 の 5 種類 から選択 ※法務研究科で 15 万円を選択した場 合のみ、希望により 4 万、7 万の増額 が可能のため、月額 19 万円または 22 万円の貸与可。ただし、増額月額部分 は基本月額と別利率計算。 上限年利率 3%（在学中無利子） 最新の利率については日本学生支援機 構ホームページを確認してください。	0 円（利用しない）、20,000 円、 40,000 円の 3 種類から選択
大学院 （博士後期課程）	80,000 円または 122,000 円から選 択		

※第二種奨学金は有利子奨学金です。奨学金申し込み時に金利の種類①利率固定方式または②利率見直し方式のいずれかを選択してください（各月の貸与年利率の詳細は、日本学生支援機構ホームページで確認してください）。選択した金利の種類は、貸与期間が終了する年度の11月末まで変更することができます（入学時特別増額貸与分を除く）。

※授業料後払い制度は、大学院の修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程）が対象であり、「授業料支援金」と「生活費奨学金」で構成されています。なお、「生活費奨学金」のみの申込みはできません。

【金利の種類】

①利率固定方式・・・貸与終了時に確定する利率で最後まで返還することになります。

市場金利が上昇、下降した場合でも返還利率は変動しません。

②利率見直し方式・・・貸与終了後、概ね5年毎に見直しされる利率で返還することになります。

市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用され、

市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

【入学時特別増額貸与奨学金（有利子）について】

日本学生支援機構奨学金を申し込む新入生に限り、月額貸与の他に、入学一時金を追加で貸与できる入学時特別増額貸与奨学金を申請できます（ただし、第二種奨学金申し込み者は4月貸与開始希望者に限ります）。貸与額は10万、20万、30万、40万、50万円の5種類で、第二種奨学金と同様に金利の種類を選択します。利率は、選択した年利率の0.2%上乗せした利率となります。貸与条件は次のいずれかです。

入学時特別増額貸与奨学金を申し込む場合の家計基準は、日本学生支援機構「貸与奨学金案内（大学院）」内のp10を確認してください。

入学のために金融機関で「日本政策金融公庫の国の教育ローン」を申し込んだにも関わらず、融資を受けることができなかった者については、後日、「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫の通知文のコピー」（圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピー）を提出しなければなりませんので、あらかじめ教育ローンの申し込みをしてください。本人名義での申し込みができなかった場合は、保護者名義で申し込みをしてください。この奨学金を希望する新入生は、申請書の「5.入学時特別増額貸与奨学金希望欄」に○印を記入し、スカラネットで正式に申し込んでください。後から申し込むことはできません。

○家 計（収入基準）

原則として、マイナンバー等で取得した本人（および配偶者：配偶者は定職収入がある場合のみ）の住民税情報を用います。2023年の収入に基づく2024年度住民税情報（秋に申し込む場合は、2024年の収入に基づく2025年度住民税情報）により審査が行われます。第一種奨学金及び授業料後払い制度については基準額を超えていても採用される場合があります。

家計基準は、住民税情報に基づき判定を行いますが、転職・進学前離職等により収入が減少しており、それぞれの申請時（春・秋）に使用される住民税情報の実態との乖離が生じている場合には、証明書類等の提出が必要になる可能性があります。その場合には、減額、変更事由について、奨学金申請書の【7.家庭事情欄】に必ず記入してください。

○収入の上限額の目安（参考） 注：父母の収入基準ではありません。

	第一種奨学金/授業料後払い制度	第二種奨学金	第一種、第二種の併用貸与※
修士・博士前期課程 専門職学位課程	299万円	536万円	284万円
博士後期課程	340万円	718万円	299万円

※表中の数字はあくまで目安です。詳細は、貸与奨学金案内（大学院）のp10を確認してください。

家計基準は2023年の収入・所得に基づく住民税情報等により認定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金恵を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。（上表は、配偶者がいない場合の目安です。）

※併用貸与（同時に二種類の奨学金の貸与を受けること）の留意事項

ひとつの奨学金種だけでは経済的に学業継続が困難であり、収入基準額以下である場合は申請することができます。併用貸与を希望する場合は、奨学金申請書「併用希望欄」に○印を記入してください。

○人物と学力

大学院における成績が優れ、将来、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人として活動する能力がある人。また、大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある人。

○保証制度の選択（必ず全員が選択する必要があります）

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人・保証人を選任する「人的保証」制度か、一定の保証料を支払うことで保証機関に連帯保証を担ってもらう「機関保証」制度か、いずれかの保証制度を選択しなければなりません。

また、スカラネットでの入力時に、いずれの保証制度を選択するか決定していなければならないため、二つの保証制度について事前にきちんと理解をする必要があります。

※授業料後払い制度を申込む際は、保証制度として「機関保証」のみ選択できます。

（１）人的保証制度について

人的保証制度とは、選任された連帯保証人と保証人が、奨学生本人が奨学金を返還できなくなった場合に連帯して返還の責任を負う制度です。奨学金を申し込む前にあらかじめ連帯保証人および保証人の承諾を得ることが必要です。

また、スカラネット入力時には、連帯保証人と保証人の個人情報（①氏名②生年月日③続柄④住所⑤電話番号⑥勤務先⑦勤務先電話番号）が必要になりますので、申請時まで確認し、選任する人物を確定しておいてください。

*連帯保証人の条件

- ・父または母（父母がいない場合は兄・姉・おじ・おば等）

*保証人の条件

- ・父母以外であること。
- ・スカラネット入力日時時点で65歳未満であり、連帯保証人と別生計であること。（在学採用では、2025年4月中旬から下旬にかけて、奨学金申込者がスカラネット入力を行います。）
- ・原則として4親等以内の親族であること。

※65歳以上の親族しかいない場合は、原則として機関保証制度を選択してください。

*連帯保証人・保証人共通の条件

- ・本人の配偶者は選任できません。
- ・貸与終了時に本人が満45歳を超える場合は、連帯保証人・保証人ともに資力があり貸与終了時に65歳未満の原則として4親等以内の親族を選任してください（父母それぞれを連帯保証人と保証人に選任することはできません）。
- ・4親等以外の方を選任する場合は、返還能力を示す返還保証書等が必要になります（4親等以外の方を選任する場合は、奨学金係までお問い合わせください）。

（２）機関保証制度について

機関保証制度とは、連帯保証人や保証人を選任することが難しい場合に、保証機関に一定の保証料を支払うことで奨学金の貸与が受けられる制度です。加入にあたっては、公益財団法人日本国際教育支援協会と消費貸借契約や保証委託契約を結ぶことになりますので、必ず別冊「貸与奨学金案内（大学院）」の機関保証制度について熟読しておいてください。連帯保証人・保証人を選任する必要はありませんが、貸与月額から毎月保証料が差し引かれます。また、本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人物を1人届け出る必要があります。

※申請後は、機関保証から人的保証への変更は認められません。

※保証料は貸与月額・貸与月数・返還期間等により異なります。詳細は、日本学生支援機構ホームページまたは「貸与奨学金案内（大学院）」をご確認ください。

○推薦者の採用手続（返還誓約書の提出）

日本学生支援機構での審査後、正式に採用された場合、返還誓約書を提出しなければなりません。採用決定後の7月下旬頃に配付します。配付期間については決定次第、採用者にお知らせします。

申請時に選択した保証制度によって、提出する書類が異なりますので、注意してください。

（１）人的保証を選択した場合

返還誓約書に連帯保証人・保証人がそれぞれ自署押印（連帯保証人・保証人は実印押印）する他、次の書類が必要になります。

*本人：住民票の原本（スカラネット入力日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの）

*連帯保証人：①印鑑登録証明書の原本（スカラネット入力日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの）
②収入に関する証明書（最新の源泉徴収票、所得証明書等）

*保証人：印鑑登録証明書の原本（スカラネット入力日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの）

（２）機関保証を選択した場合

機関保証制度に加入した場合は、連帯保証人、保証人を選任する必要はありませんが、本人および連絡先として届け出た人物が署名するほか、次の書類が必要になります。

①本人の住民票（スカラネット入力日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの）

②保証依頼書（兼保証委託契約書）

加入にあたっては、消費貸借契約や保証委託契約を結ぶことになりますので、必ず「奨学金案内」の機関保証制度について熟読してください。

○奨学金の継続手続

奨学金は、原則として貸与始期から課程が修了するまでの標準修業年限の間、貸与されます。手続を行わない場合は、翌年度の奨学金が「廃止」処分となりますので注意してください。詳細は、12月中旬にOh-o!Meiji等でお知らせします。**なお、継続の採用審査に当たっては、「1年間の学修状況」も考慮されます。学修状況が不良である場合、翌年度の奨学金が継続されない場合があります。また、学業成績・学校処分・性行の不良等によっては、「廃止」「停止」などの処置がとられます。**

○住所変更、学籍異動時の手続

氏名変更や連帯保証人情報など返還誓約書に関わる変更、休学・退学・除籍・留学などの学籍異動があった場合は、奨学金係を通じて日本学生支援機構に速やかに届け出なければなりません。

○返還

貸与終了時に金融機関で口座振替（リレー口座）の加入申し込みを行い、口座からの引き落としにより返還を行います。

返還期間は貸与総額により決定します（概ね10～20年。月賦返還例は貸与奨学金案内を参照してください）。また、返還方式は、返還誓約書作成時に選択した「月賦」または「月賦+半年賦併用」の何れかになります。なお、第一種奨学金の貸与を申し込む際は、「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」の何れかの返還方式を選択してください。

「所得連動返還方式」は、卒業後の年収に応じて毎年の返還額が決まるので、年収が少ない時期も無理なく返還できる制度です。ただし、保証制度は「機関保証」のみであること、マイナンバーの提出が必要であることにご留意ください。

○第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除」

この制度は、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受け、在学中に特に優れた業績を挙げたと日本学生支援機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。概要は以下のとおりです。

対 象 次の2つを満たす者

- ①当該年度中に大学院第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を終了する者（満期者および申請締切日〔1月中旬〕までの辞退者）
※申請締切後から当該年度の3月末日までに辞退した方は、当該年度、翌年度以降とも当制度を利用することはできません。辞退をする場合は、時期にご注意ください。
- ②大学院在学中に学内外で特に優れた業績を挙げた者（下記評価項目参照）

推薦枠 本学の修士・博士前期課程、博士後期課程、専門職学位課程で当該年度に第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与が終了する者のうち、各課程で概ね3割程度

審査の対象となる評価項目（基準） ※専門職大学院は（5）必須、博士後期課程は（1）必須

- （1）学位論文その他の研究論文（論文の学内外での高評価・表彰、学会発表等）
- （2）特定の課題についての研究成果（研究成果の学内外での高評価・表彰、学会発表等）
- （3）専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物（単著、共著による執筆、刊行等）
- （4）専攻分野に関連した発明（特許取得やコンテスト入賞等）
- （5）授業科目の成績（G P A 3.0以上※ただし専門職大学院は1.7以上）
- （6）研究または教育に係る補助業務の実績（R A、T A等による補助業務により学内外での教育活動に貢献した業績）
- （7）専攻分野に関連した音楽・演劇・美術その他芸術の発表会における成績
- （8）専攻分野に関連したボランティア活動その他社会貢献活動の実績
- （9）返還免除内定者

選考方法 本学「学内選考委員会」において、各申請者の業績について評価項目に基づき審査し、順位を付して日本学生支援機構に推薦します。返還免除の決定は、最終的に日本学生支援機構が認定した者となります。

募 集 各年度の12月頃、本学 HP および Oh-o!Meiji にてお知らせします。申請締切は例年、1月中旬です。

2023年度実績（参考） ※2024年度は現在審査中です。 (名)

課 程	2023年度 貸与終了者	推薦枠	申請者	日本学生支援機構 への推薦者	日本学生支援機構が 認定した返還免除者
修士・博士前期課程	198	59（1）	116	60	60
専門職学位課程	22	5（2）	11	7	7
博士後期課程	6	1（1）	3	2	2

※本表において専門職学位課程は、ガバナンス、グローバル・ビジネス、会計専門職、法務研究科を指す。

※カッコ内の数字は、追加推薦枠数であり、全体の認定状況により免除認定とならない場合があります。

※詳細は返還免除申請時の募集案内を確認してください。

※教員になった者に対する返還免除制度（教員免除）については、返還免除申請時（12月中旬）に公開予定のホームページより申請要件を確認してください。

日本学生支援機構奨学金申請資格についてQ & A

以下に、申請資格についてのQ & Aを記載します。その他不明点がある場合は、各キャンパスの奨学金係へお問い合わせください。

Q 1. 本人および配偶者の総収入金額が収入基準額を超えている場合、申請できますか？

A 1. 原則としてマイナンバー等で取得した住民税情報を用いて家計審査を行い、収入の上限額はあくまで目安です。ただし、第一種奨学金および授業料後払い制度については基準額を超えていても採用される場合があります。家計基準は2023年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

転職・進学前離職等により収入が減少しており、それぞれの申請時（春・秋）に使用される住民税情報の実態との乖離が生じている場合には、証明書類の提出が必要になる可能性があります。その場合には、減額、変更事由について、奨学金申請書の【7. 家庭事情欄】に必ず記入してください。

Q 2. 標準修業年限を超えて在学している場合、申請できますか？

A 2. 申請不可です。ただし、標準修業年限に休学期間は含めません。

Q 3. 過去に在籍した大学院で、日本学生支援機構の貸与を受け、修了または退学後、同課程（別課程）に再入学した場合、申請は可能でしょうか？

A 3. 同一課程区分（下段参照）で新たに奨学金の貸与を希望する場合、申請は可能ですが再貸与の申請が必要になります。再貸与の申請をすることで、標準修業年限に渡り、奨学金の貸与を受けることが可能になります。

※第一種奨学金は全ての学校区分を通して、第二種奨学金は各々の区分において、1回に限り再貸与を受けることが可能です。ただし、所定の要件を満たす必要があります。詳細は奨学金係にお問い合わせください。

なお、再貸与の申請を行わない場合でも、在籍していた同課程で未貸与期間がある場合および再入学する課程の標準修業年限が在籍していた課程よりも長い場合に限り、申請可能です。

○同一区分扱いとなる課程（大学院の区分）

- ・修士課程相当：修士課程、博士前期課程、専門職学位課程（法務研究科を含む）、一貫制博士課程前期相当分
- ・博士課程相当：博士課程、博士後期課程、博士医・歯・獣医・薬学課程（6年制薬学部基礎を置く薬学系大学院博士課程〔4年制〕）、一貫制博士課程後期相当分

Q 4. 勤務先から派遣されて大学院に在学していますが、申請は可能でしょうか？

A 4. 収入基準内であれば、申請可能です。

春の定期募集以外の奨学金～明治大学の奨学金～

明治大学大学院研究奨励奨学金A・Bは大学院生が対象です。選考は、6月下旬、研究科ごとに行うため、申請制ではありません。

この奨学金の給付により、研究に専念する環境を整えることで、今後、研究者としての道を目指す優秀な学生を育成することを目的としており、返還義務のないタイプの給費奨学金です。

ただし、採用後に退学（3月31日付退学も含む）、除籍、休学となった場合や学校処分を受けた場合は、給付資格を取り消し、当該学期分の給付金額を返還していただきます。

また、当奨学金採用者は、日本学生支援機構第一種奨学金および第二種奨学金との併用は可能です。

明治大学大学院研究奨励奨学金B（給費）

明治大学大学院研究奨励奨学金Bは、修士・博士前期課程に入学した者のうち、各研究科が独自に定めた選考基準により成績優秀者を選考し、標準修業年限内（2年間）にわたり、授業料年額2分の1相当額を給付する奨学金です（明治大学私費外国人留学生奨学金、国費による奨学金の給費を受けている期間は給付しない）。なお、2年次は学業成績の状況等により、継続採用されないことがあります。

○給付金額（年度毎一括給付） （2025年度予定）

	給付額（授業料2分の1相当額）	採用人数
明治大学大学院研究奨励奨学金B （2025年度入学者）	①文系 280,000円 ②理系 380,000円 ③農経 344,000円	約300名 （継続採用者含む）

①文系＝法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション、教養デザイン、国際日本学研究科

②理系＝理工学、農学（農業経済学専攻除く）、先端数理科学研究科 ③農経＝農業経済学専攻

明治大学大学院研究奨励奨学金A（給費）

明治大学大学院研究奨励奨学金Aは、博士後期課程に入学した者のうち、各研究科が独自に定めた選考基準により成績優秀者を選考し、標準修業年限内（3年間）にわたり、授業料年額2分の1相当額を給付する奨学金です（助手または教育補助講師である期間、特定研究者育成奨学金、明治大学私費外国人留学生第一種奨学金、国費による奨学金の給付を受けている期間は給付しない）。なお、2、3年次は学業成績の状況等により、継続採用されないことがあります。

○給付金額（年度毎一括給付） （2025年度予定）

	給付額（授業料年額2分の1相当額）	採用人数
明治大学大学院研究奨励奨学金A （2025年度入学者）	①文系 260,000円、②理系 390,000円 ③農経 351,000円	約100名 （継続採用者含む）

①文系＝法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション、教養デザイン、国際日本学、グローバル・ガバナンス研究科

②理系＝理工学、農学（農業経済学専攻除く）、先端数理科学研究科 ③農経＝農業経済学専攻

明治大学ガバナンス研究科給費奨学金 明治大学グローバル・ビジネス研究科給費奨学金 明治大学会計専門職研究科給費奨学金

給付対象者は既に合格発表時に本人へ通知しており、入学後の募集はありません

（会計専門職研究科給費奨学金における授業料年額2分の1相当額（60万円）給付対象者を除く※）。

専門職大学院（法務研究科を除く）の入学試験成績優秀者に対し、所定の在学期間給付する、返還義務のない給費奨学金です。

ただし、採用後に退学（3月31日付退学も含む）、除籍、休学となった場合や学校処分を受けた場合は、給付資格を取り消し、当該学期分の給付金額を返還していただきます。

また、各研究科の定める成績基準を満たさない者には2年次の継続給付を行いません。

○給費奨学金（在学生）について

優秀な学業成績を修めた在学生を対象に、奨学金を給付する場合があります（採用人数：若干名）。

募集は行わず、研究科が独自に定める基準により対象者を選考します。

給付する場合、採用者は12月中旬に発表予定です（2025年度の有無については未定です）。

いずれの奨学金も、日本学生支援機構第一種奨学金および第二種奨学金との併用は可能です。

○給付金額（年度毎一括給付）

（2025年度予定）

	給付額	採用人数
明治大学ガバナンス研究科給費奨学金	授業料年額2分の1相当額（550,000円）以内	20名～30名
明治大学グローバル・ビジネス研究科給費奨学金	授業料年額2分の1相当額（650,000円）	約15名
明治大学会計専門職研究科給費奨学金	授業料年額相当額（1,200,000円）または年額2分の1相当額（600,000円）※	約10名

※ 会計専門職研究科給費奨学金における授業料年額2分の1相当額（60万円）は、入学後に実施する「会計学統一試験」の成績上位者に給付します。

明治大学法務研究科給費奨学金

学部学業成績優秀者および入学試験成績優秀者に対し、標準修業年限(法学未修者コース3年、法学既修者コース2年)にわたり、給付する奨学金です。

当該奨学金については、すでに合格発表時に採用候補者に対し、通知しています。給費奨学金の詳細は専門職大学院事務室で確認してください。

○給付金額（学費充当）

（2025年度予定）

名 称	給 付 額	採用人数
明治大学法務研究科給費奨学金	学費相当額	24 名程度

○注意事項

※原級した場合は、原級以降の給付資格を取り消します。

※休学する場合は、休学以降の給付資格を取り消し、休学在籍料を納入していただきます。また、入学金は還付しません。

※退学（3月31日付退学も含む）または除籍となった場合、大学から処分を受けた場合は、給付資格を取り消し、奨学金として給付した当該学期分の授業料および教育充実費を返還していただきます。また、入学金は還付しません。

春の定期募集以外の奨学金～民間団体の奨学金～

明治大学大学院生、専門職大学院生いずれも対象になる奨学金です。

民間団体を取り扱う奨学金

財団法人、公益法人、民間企業や篤志家など民間団体が募集する奨学金は、それぞれ採用基準、採用人数、金額および採用期間等が異なります。多くは4月から6月にかけて、Oh-o!Meiji ポータルページ等で随時募集しますので、詳細は各募集要項で確認してください。

大学院生向けの民間奨学金は、入学後に募集・採用を行うものと、進学前に予約採用を行うものがあります。また、学部生として受けていた奨学金をそのまま継続できる場合もあります。

奨学金を希望する場合には、進学前から奨学金について情報収集をすることをお勧めします。大学へ推薦依頼がある民間奨学金については、募集資格での制限がない限り、大学院生、専門職大学院生を年度毎に推薦しますので、同一の民間奨学金でも、毎年度募集があるとは限りません。

なお、民間団体の奨学生に採用された場合は、採用時の授与式、交流会、講演会、修了式などの行事があります。これらの行事は、その奨学団体の重要な奨学事業の一環ですので、奨学生は明治大学の代表として、必ず参加しなければなりません。

春の定期募集以外の奨学金～緊急時の奨学金概要～

以下は、緊急時の奨学金の概要です。明治大学大学院生、専門職大学院生いずれも対象になる奨学金です。

日本学生支援機構奨学金 緊急・応急採用

日本学生支援機構では、以下の事由で家計が急変した場合、4月定期募集以外でも、「緊急」または「応急」の採用として、奨学生を採用します（要審査）。家計が急変した場合は、各キャンパスの奨学金係にお申し出ください。ただし、標準修業年限を超えて在学している場合（留籍）は、申し込むことはできません。

現在、既に日本学生支援機構奨学生の方は奨学金係にご相談ください。

○緊急、応急採用事由

本人および配偶者（定職に限る）または父母（本人の収入が父母からの給付による場合に限る）のうち、主たる家計支持者が失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等または火災、風水害によって、家計急変となった場合に、家計が急変した時から1年以内に申し込むことができます。

緊急採用 第一種奨学金（無利子）

貸与額、収入上限は第一種奨学金に準じます（p. 5・6 参照）。貸与期間は、事由発生の日以降からその年度末までですが、標準修業年限以内で、3月満期時に状況が変わらない場合は、再審査後、さらに1年継続できる場合があります。

応急採用 第二種奨学金（有利子）

貸与額、収入上限は第二種奨学金に準じます（p. 5・6 参照）。貸与期間は、事由発生年度の4月以降の希望月から標準修業年限までとなりますが、継続するためには第二種奨学生と同様に継続手続きをしなければなりません。

明治大学災害時特別給費奨学金（給費）

この奨学金は、地震、風水害、火山の噴火等の自然災害等により、家計が急変した院生に対し、経済的に援助することを目的とし、家屋の全半壊等の被害状況によって授業料年額2分の1相当額または授業料年額相当額を給付する制度です。事由発生時から1年以内（ただし、事由発生が入学後に限る）であれば申請できます。なお、申請時に学籍が留籍、休学、除籍（除籍予定を含む）となっている場合は、申請資格はありません。また、他の奨学金を受けている場合は、併用できないことがあります。本人および配偶者（定職に限る）または父母（本人の収入が父母からの給付による場合に限る）のうち、主たる家計支持者が災害救助法適用地域に居住し、常住する家屋が甚大な被害を受けていることを要件とします。本人提出の申請書と罹災証明に基づき、被災状況によって給付額を決定します。

各種教育ローンのご案内

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）の「国の教育ローン」は、教育に必要な資金を学生の保護者に融資する全額政府出資の政府系金融機関です。なお、日本学生支援機構奨学金との併用も可能です。

詳しくは、国の教育ローンコールセンター【0570-008656（ナビダイヤル）、03（5321）8656】までお問い合わせください。また、パンフレット、ホームページでもご確認いただけます。（パンフレットは各キャンパスの奨学金係窓口にて配布中です）。

「国の教育ローン」は、全国の店舗でいつでもお申し込みいただけます。

明治大学・金融機関提携「教育ローン」

明治大学と金融機関が提携する「教育ローン」は、明治大学と5つの金融機関が提携して実施しています。家計基準オーバー等の理由で奨学金の利用ができなかった場合でも、申込みが可能です。提携金融機関については、入学後、奨学金係までお問い合わせください。

【特徴】

- ① 一学期につき1銀行、学費相当額までの融資の申込みが可能。
- ② 在学生の学費未納者を対象としたローンですが、既に学費を納入した場合でも、以下の銀行に限り、入学諸費用納入日または学費納入日から各銀行受付日（※）が、次の期間内であれば申し込むことが出来ます。

三井住友銀行:4か月以内、みずほ銀行:3か月以内

※各銀行受付日とは、奨学金係での書類が各銀行の担当部署で正式に受理された日付を指し、大学受付日から銀行到着まで数日を要しますので、注意してください。

- ③ 本学入学前の申込みはできません。
- ④ 金利は各キャンパスの奨学金係までお問い合わせください。

【融資資格】

- ① 原則として、各金融機関が定めた資格を持つ本学学生の父母に融資しますが、金融機関によっては、資格条件等により本人に直接融資することもあります。詳細は、奨学金係で配布する提携教育ローンのチラシを受け取って確認をしてください。
- ② 日本国籍を有さない方の利用については、直接、各金融機関にお問い合わせください。

[申込期間]

所属キャンパス奨学金係、またはお問い合わせフォームにご相談ください。

※新入生の春学期分については、入学諸費用納入日より、利用できない金融機関がありますので注意してください。

[手続]

金融機関により手続が異なります。各キャンパスの奨学金係にお問い合わせください。

○法学、商学、政治経済学、経営学、文学、理工学（※）、情報コミュニケーション研究科

専門職大学院各研究科

⇒ 駿河台キャンパス 学生支援事務室奨学金係

○教養デザイン研究科

⇒ 和泉キャンパス 和泉学生支援事務室奨学金係

○理工学（※）、農学研究科

⇒ 生田キャンパス 生田学生支援事務室奨学金係

○理工学（※）、国際日本学、先端数理科学研究科

⇒ 中野キャンパス 中野教育研究支援事務室奨学金係

※理工学研究科は4月から所属するキャンパスへお問い合わせください。

[提携金融機関]

①みずほ銀行

②三井住友銀行

金融機関から直接個人に入金があります。
融資額は学費と連動しません。

③オリエントコーポレーション

④楽天銀行

⑤SMB Cファイナンスサービス

大学に直接学費として入金されます。
原則、融資額は学費相当額となります。

[注意事項]

① 契約は全て各金融機関と融資を受ける者とで行います。

② 在学中から利子が発生し、月々の支払いも始まります。滞納しないよう、毎月の返済計画を立ててから申込みをしてください。

③ 融資資格を有していても、他の借入状況等により融資が受けられない場合があります。

④ 銀行がキャンペーンを実施している場合など、提携教育ローンより銀行独自のローンの方が金利が低い場合があります。奨学金係で配布する提携教育ローンのチラシや、融資を希望する銀行に直接融資の条件等を確認し、よく検討してから申込みをしてください。

春の定期募集奨学金の提出書類について

提出書類と注意事項

申請する奨学金に応じて、指定された期日に以下の書類を提出(郵送)してください(表紙参照)。

① 2025年度日本学生支援機構奨学金申請書(在学採用)

② 返送用ラベル

①と②は全員提出が必要です。

① 奨学金申請書 注意事項

・組、番号

組、番号は右詰で記入し、枠内は空欄がないよう0を記入してください(例: 1組⇒01)。

・本人氏名・住所および家族住所

家族住所は「同上」不可です。

1 奨学金の希望順位

希望する奨学金を○で囲んでください。必ず、申請書に記載の注意事項をよく読んでください。日本学生支援機構の奨学金は明治大学大学院生、専門職大学院生の全研究科の学生が申請できます。

現在、予約採用により採用が決定している方、または現在日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている在学学生で、「移行」、「併用」を希望する場合は、奨学金希望欄右側の該当欄に必ず○印を記入してください。

2～5 月額と利率選択

希望する奨学金の選択項目に、○印を記入してください。

貸与期間は第一種奨学金、授業料後払い制度、第二種奨学金とも2025年4月から修了までの標準修業年限ですが、第二種奨学金のみに申請する場合は、2025年4月から2025年7月までの貸与開始希望月を選択できます。

6 本人の履歴

大学等卒業後の学歴、職歴を記入してください。

また、過去(または現在)日本学生支援機構(旧日本育英会含む)の奨学金を受けていた(受けている)方は、必ず奨学生番号を記入してください。不明な場合は、日本学生支援機構へお問い合わせください。(日本学生支援機構ナビダイヤル0570—666—301または03—6743—6100)

7 家庭事情他

奨学金を希望するに至った理由、家庭事情などを具体的に記入してください。

8 研究題目(研究分野)

スカラネットで入力してください。記入不要です。

9 保証制度

「本冊子」および「奨学金を希望する皆さんへ」を熟読し、理解を深めた上で選択した制度について、チェックしてください。なお、人的保証を選択した方は、必ず連帯保証人および保証人の氏名等を記入してください（承諾が得られていれば、申請者本人が記入して構いません）。

② 返送用ラベル

申請時には、全員提出が必須となります。

申請後に手続き書類を返送用ラベル記載の住所宛に送付します。

○各キャンパスの奨学金事務取扱窓口案内

	事務取扱時間	所在地・電話
駿河台キャンパス 学生支援事務室奨学金係（リバティタワー3階） 【対象】 大学院 法学、商学、政治経済学、経営学、文学、理工学（※）、情報コミュニケーション、グローバル・ガバナンス研究科 専門職大学院 各研究科	月～金曜日 9:30～16:30 土曜日 9:30～12:00	〒101-8301 千代田区神田駿河台 1-1 TEL. 03-3296-4208 受付時間 月～金曜日 13:00～15:00 土曜日 10:00～12:00
和泉キャンパス 和泉学生支援事務室 奨学金係（第一校舎1階） 【対象】 教養デザイン研究科	月～金曜日 9:00～11:30 12:30～17:00 土曜日 9:00～12:00	〒168-8555 杉並区永福 1-9-1 TEL. 03-5300-1175 受付時間 月～金曜日 9:00～11:30 12:30～17:00 土曜日 9:00～12:00
生田キャンパス 生田学生支援事務室 奨学金係（中央校舎1階） 【対象】 理工学（※）、農学研究科	月～金曜日 8:30～11:30 12:30～16:30 土曜日 8:30～12:00	〒214-8571 川崎市多摩区東三田 1-1-1 TEL. 044-934-7580 受付時間 月～金曜日 13:00～15:00 土曜日 8:30～12:00
中野キャンパス 中野教育研究支援事務室 奨学金係（低層棟3階） 【対象】 理工学（※）、国際日本学、先端数理科学研究科	月～金曜日 9:00～11:30 12:30～17:00 土曜日 9:00～12:30	〒164-8525 中野区中野 4-21-1 TEL. 03-5343-8059 受付時間 月～金曜日 13:00～15:00

※お問い合わせは電話またはお問い合わせフォームをご利用ください。

※事務取扱時間は変更になる場合があります。

※奨学金に関する最新情報は、ホームページ等で確認してください。

※理工学研究科の学生は、自身が所属するキャンパスへお問い合わせください。

お問い合わせフォーム
QRコード



懲戒処分を受けた場合の奨学金の取扱いについて（注意）

明治大学大学院学則および専門職大学院学則で定められたけん責、停学、退学の懲戒処分を受けた場合、学内外の奨学金について、給付済み奨学金の全額返還を含む厳しい処分を行います。奨学金を利用するにあたり、懲戒処分となるようないかなる行為も行なわないように、十分に注意してください。

明治大学大学院学則（抜粋）

第13章 賞罰

第62条 学生が、本大学の校規に違反若しくは本学園の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行う。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学の3種とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 正当な理由が無くして学業を怠る者

第63条 賞罰は、研究科委員会において決定し、大学院委員会の議を経て学長が行う。

明治大学専門職大学院学則（抜粋）

第13章 賞罰

第65条 学生が、本大学の校規に違反し、若しくは本大学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行う。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学の3種とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 正当な理由が無く学業を怠る者

第66条 賞罰は、当該研究科教授会の議を経て、学長が行う。

なお、以下のような行為を行った場合にも、懲戒処分の対象となることがあります。

- ・定期試験におけるカンニング等の不正行為
- ・定期試験に代えて実施されるレポート・論文の剽窃（盗用）行為

日本学生支援機構奨学生が懲戒処分を受けた場合

日本学生支援機構奨学生として採用された者が退学・除籍・停学その他規律を著しく乱し、または学校処分（学則処分・性行不良等）を受けた場合、処分内容が日本学生支援機構へ報告され、奨学金の貸与が直ちに「停止」または「廃止」になります。

学内奨学金および民間・地方公共団体の奨学生が懲戒処分を受けた場合

各種奨学金に奨学生として採用された者が、退学・除籍・停学その他規律を著しく乱し、または学校処分（学則処分・性行不良等）を受けた場合、直ちに当該年度の給付金を全額返還していただきます。学校処分を受ける事由には、定期試験での「カンニング」行為や「レポート文書の盗用」行為などがあります。くれぐれも、奨学生としての自覚を持って、学生生活を送るようにしてください。